⑹　財務大臣及び事業所管大臣は、外国投資家が届け出た国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置を講じていない場合において、対内直接投資等又は特定取得が国の安全等に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当すると認めるときは、当該外国投資家に対し、当該対内直接投資等又は特定取得により取得した株式等の処分その他必要な措置を命ずることができることとする。（第二十九条第一項関係）

⑺　財務大臣及び事業所管大臣は、外国投資家が応諾した国の安全等に係る措置若しくは国の安全に係る措置の修正若しくは変更の中止の勧告に従わず、又は国の安全等に係る措置若しくは国の安全に係る措置の修正若しくは変更の中止の命令に違反した場合には、当該外国投資家に対し、当該対内直接投資等又は特定取得により取得した株式等の処分その他必要な措置を命ずることができることとする。（第二十九条第五項、第六項関係）

4　外国投資家のみなし規定の見直し

外国投資家以外の者が、契約等に基づき、非居住者等のために当該非居住者等の名義によらないで行う対内直接投資等又は特定取得に相当するものについて、当該外国投資家以外の者を外国投資家とみなして外国投資家に係る規定を適用する。（第二十七条第十四項、第二十七条の二第七項、第二十八条第九項、第二十八条の二第七項、第二十九条の二第十三項、第五十五条の五第三項関係）

5　事前届出の対象でない対内直接投資等及び特定取得に対する報告徴収等の整備

⑴　財務大臣及び事業所管大臣は、外国投資家が行った事前届出の対象でない対内直接投資等又は特定取得であって、将来において国際情勢の変化その他の事由により国の安全に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当することとなるおそれが大きいものとして政令で定めるものについて、特に必要があると認めるときは、当該外国投資家に対し、当該対内直接投資等又は特定取得について報告を求めることができることとする。（第二十九条の二第一項関係）

⑵　財務大臣及び事業所管大臣は、⑴の報告に係る対内直接投資等又は特定取得が、国の安全に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該報告をしたものに対し、当該対内直接投資等又は特定取得により取得した株式等の処分その他必要な措置を勧告することができることとする。（第二十九条の二第二項関係）

⑶　財務大臣及び事業所管大臣は、⑴の報告の求めに対し、外国投資家が正当な理由なく当該求めに応じない場合又は虚偽の報告をした場合には、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該外国投資家に対し、当該求めに係る対内直接投資等又は特定取得により取得した株式等の処分その他必要な措置を勧告することができることとする。（第二十九条の二第三項関係）

⑷　財務大臣及び事業所管大臣は、外国投資家が⑵又は⑶の勧告に従わない場合には、当該外国投資家に対し、当該勧告に係る対内直接投資等又は特定取得により取得した株式等の処分その他必要な措置を命ずることができることとする。（第二十九条の二第六項関係）

⑸　財務大臣及び事業所管大臣は、⑴の報告の求めに係る対内直接投資等又は特定取得が国の安全を損なう事態を生ずるおそれが著しく大きいため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、外国投資家に対し、新たに対内直接投資等又は特定取得を行わないことその他の国の安全を損なう事態の発生を防止するために必要な措置として政令で定める措置をとるべきことを命ずることができることとする。（第二十九条の二第九項関係）

6　関係行政機関との協力

財務大臣及び事業所管大臣は、審査又は5⑴の報告の求めに係る対内直接投資等又は特定取得が、国の安全等に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当するかどうか等を確認するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣、外務大臣その他の関係行政機関の長の意見を求めなければならないこととする。（第六十九条の四関係）

7　罰則

罰則について必要な規定を定める。（第七十条第一項、第七十二条関係）

8　その他

その他所要の規定の整備を行う。

9　附則

⑴　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　所要の経過措置を定める。（附則第二条～附則第四条、附則第七条関係）

⑶　この法律の施行状況等に関する検討規定を設ける。（附則第八条関係）

⑷　その他所要の改正を行う。

◇健康保険法等の一部を改正する法律（法律第三十一号）（厚生労働省）

第1　健康保険法の一部改正

1　全国健康保険協会に関する事項

⑴　全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、保健事業に関する業務を行うに当たり、被保険者及びその被扶養者の年齢、性別、健康状態その他の事情を考慮し、適切かつ有効に行うとともに、当該業務の実施状況を、毎事業年度、厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。（第七条の二の二、第七条の二十九の二関係）

⑵　協会が行う翌事業年度以降の五年間に係る健康保険事業の収支の見通しの作成及び公表は毎事業年度行うものとするとともに、当該収支の見通しを踏まえ、少なくとも、当該収支の見通しを公表したときから二年以内に準備金の積立ての状況から健康保険事業の運営に支障が生ずると見込まれる場合には、厚生労働大臣への報告及び必要な措置を講ずるものとする。（第百六十条第五項、第百六十条の三第二項関係）

⑶　協会に対する国庫補助に係る控除額について、令和八年度から令和十年度までの間に限り、一定額引き上げる。（附則第五条の三～附則第五条の八関係）

⑷　その他所要の改正を行う。

2　一部保険外療養の創設に関する事項

⑴　要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い薬剤を用いた療養その他の適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な保険給付を行う必要性に鑑みその要する費用のうち一部を保険給付の対象としないものとする療養として厚生労働大臣が定めるものを一部保険外療養とし、被保険者が当該一部保険外療養を受けたときは、保険外併用療養費を支給するものとする。また、当該保険外併用療養費の額は、次のイからロを控除した額とする。（第六十三条第二項、第八十六条第一項、第三項関係）

イ　食事療養及び生活療養を除く当該療養につき療養の給付に要する費用の額に係る厚生労働大臣の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額から、医療費の動向及び医療保険の財政状況並びに療養を受ける者の事情その他の事項を考慮して保険給付の対象としない費用として厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を控除した額

ロ　イの額に一部負担金の区分に応じた負担割合を乗じて得た額

⑵　厚生労働大臣は、⑴の療養を定めるに当たり、所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の療養を受ける者の事情を踏まえた療養となるよう配慮するものとする。（第六十三条第八項関係）

⑶　厚生労働大臣が、⑴の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。（第八十二条第一項、第八十六条第四項関係）

⑷　その他所要の改正を行う。

3　保険医療機関は、国民が受ける医療の質の向上とその適正かつ効率的な提供を図るため、当該保険医療機関における業務の効率化及びその従業者の勤務環境の改善のための措置を講ずるように努めるものとする。（第七十条第五項関係）

4　高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計、とりわけ長期にわたって継続的に療養を受ける者の家計に与える影響を考慮するものとする。（第百十五条第二項関係）